

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、社会や企業の発展も技術開発も、人と人のつながりが基本であるとの意味をこめた「Heart to Heart」の経営理念に基づいて経営活動を行い、広く社会から期待される企業となるべくコーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要課題の一つと位置づけております。経営環境の激しい変化に対応すべく、取締役会の運営においては経営の効率化・意思決定の迅速性・透明性・公正性を確保することを基本とし、監査役は監査を通じて経営の実効性を高めています。また、内部統制システムの整備等を通じコーポレート・ガバナンスの充実に努め、企業倫理憲章に基づいた健全な企業活動を進めることで、企業価値向上に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
松井利夫	1,119,513	9.95
有限会社松井経営研究所	1,088,521	9.67
アルプス技研従業員持株会	461,878	4.10
公益財団法人起業家支援財団	340,000	3.02
株式会社横浜銀行	329,958	2.93
株式会社東邦銀行	276,968	2.46
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	213,300	1.89
株式会社八十二銀行	173,823	1.54
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	164,400	1.46
日本生命保険相互会社	154,362	1.37

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

(1)「大株主の状況」は2011年12月31日現在の状況を記載しております。
 (2)筆頭株主であります松井利夫氏は、2012年2月17日付の当社の自己株式買付に対応し、所有している当社株式の一部20万株を売却したことにより、異動後において919,513株となりました。その結果、2011年12月31日現在の株主名簿にあてはめると、松井利夫氏は第2位となり、有限会社松井経営研究所が筆頭株主となりました。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

—

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
森川 徹治	他の会社の出身者				○	○			○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
森川 徹治		株式会社ディーバ代表取締役社長	同氏はIT業界における長年の経験を有し、当社の今後の成長戦略に対する助言を期待できること、また他の会社の代表取締役としての長年の経験及び見識を内部管理体制の強化に活かしていただくことを考え、社外取締役として選任いたしました。 なお、同氏は社外取締役としての意思決定に対して影響を与える取引関係・利害関係はなく、独立性が確保されております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、内部監査として業務執行部門とは独立した代表取締役直轄の監査室を設置しております。監査室は内部監査実施計画に基づく、社内組織の監査実施により、業務・システムの有効性及び効率性等の評価を行い、監査結果につきまして、監査役と定期的に打合せを行い情報交換を密にすることによって、連携し監査の効率化を図っています。

監査役は会計監査人から「年間監査計画」の報告を受け、決算の都度、監査の過程及び監査終了後に会計監査人から監査結果の報告を求め、

必要に応じて協議を行い、緊密な連携を取っております。また四半期決算及び期末決算における監査終了後、監査報告会を開催し、監査室、監査役及び会計監査人は互いに検討課題等について意見交換をするなど連携を図るとともに、情報を共有し監査の有効性を高めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
宮澤 徹	他の会社の出身者									○
松田 壯吾	弁護士									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
宮澤 徹		元八十二銀行高遠支店長 元立信電子株式会社取締役管理部長 兼工場長 エフビー介護サービス株式会社参与	金融機関及び他の会社における長年の経験及び見識から、監査役監査により経営の健全性を確保するための適切な助言を得られることから、社外監査役として選任いたしました。
松田 壯吾	○	松田・豊島法律事務所弁護士 (当社との取引はありません。)	監査役監査の法律面における重要性に鑑み、同氏の弁護士としての専門的知識及び見識を踏まえ、社外監査役として選任いたしました。また同氏は、「一般株主と利益相反が生じるおそれがある社外監査役として取引所が規定する事由」に該当しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断し、独立役員として指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
--------	----

その他独立役員に関する事項

2010年3月1日に、東京証券取引所に独立役員届出書を提出いたしました。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明 更新

取締役報酬制度については、2006年3月24日開催の第25回定時株主総会で、取締役報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度及び役員賞与の廃止を決定いたしました。また、2007年3月23日開催の定時株主総会において、取締役の報酬限度額の枠内において、業績を反映させる業績連動型報酬制度を導入いたしました。これは
(1)会社業績に対する経営責任の明確化により取締役の経営意識の強化を図るものであります。
(2)取締役報酬の客観性・透明性の確保を図り、企業業績にリンクさせることで長期的な株主価値の向上に努めるものであります。
2011年1月1日～2011年12月31日までの取締役の業績連動報酬につきましては、連結ROEと連結売上高営業利益率を業績評価指標として算定することを取締役会で決議しております。なお、監査役全員から「当該算定方法等につき適正であると認められる」旨を記載した書面の提出を受けております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書、事業報告において、全取締役の報酬総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社役員の報酬は、役員報酬内規に基づき固定報酬と業績連動報酬で構成しております。固定報酬は役員報酬内規に定める役位区分に応じた報酬額とし、業績連動報酬は毎年3月の取締役会で算定基準を定め、翌年3月に業績に基づいて算出した額を業績連動報酬としております。なお、役員報酬は取締役会で決議の上、支給しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、社外取締役・社外監査役の職務を補助すべき専任のスタッフは配置していませんが、取締役会・監査役会等会議開催にあたり、役員会事務局は会議資料を事前に社外役員に送付し、資料の内容等の確認についても役員会事務局が対応しております。また、常勤監査役は社外監査役に対して補足説明を行うなどサポートをしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1)当社の業務執行、監督に関する会社の主な機関の機能は、次のとおりであります。

1)取締役会

取締役会は、全ての取締役及び独立役員である社外監査役を含む監査役が出席し、定例的に取締役会を毎月1回以上及び必要に応じて臨時に開催しております。取締役会規程に基づいて、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を十分に議論した上で決定し、更に取締役の業務執行の監督を行っております。また、取締役に関しては任期を1年として各事業年度の経営責任の明確化を図っております。

2)常務会

常務会は、役付取締役及び常勤監査役を構成メンバーとして原則として月2回開催しております。経営の効率性・実効性を高めるため、必要に応じた議事事項に関する他の取締役等関係者が出席し、取締役会から委譲された事項及び取締役会決議事項の事前協議並びに常務会規程に基づく決議を行っております。また常勤監査役をメンバーに加えることで業務執行に対する監督機能を高めております。

3)内部統制委員会

取締役会は、「業務の適正性を確保する体制」を整備するため、内部統制委員会を設置しております。内部統制委員会は、社長を委員長、取締役等を委員、常勤監査役及び子会社代表者をオブザーバーとしたメンバーで構成しております。継続的に内部統制システムの改善・充実を図り、有効性評価の監督を行ってまいります。また、財務報告に係る業務の有効性評価について審議を行うとともに、リスクの把握及び統制に努めております。

4)リスク管理委員会

当社グループの業績・財務状況に影響を及ぼすリスクの特定・分析・評価・ヘッジ等の対策を行うため、リスク管理委員会を設置しております。リスク管理委員会は、社長を委員長とし、常務会メンバー(監査役除く)、監査室長を委員、常勤監査役をオブザーバーとしたメンバー構成で原則として四半期に1回開催しております。委員会、主管部署及び事務局の役割を定め、日常的モニタリングを通じて、適切なリスクの管理に努めてまいります。

5)コンプライアンス委員会

公正で透明性のある健全な企業活動を推進するため、コンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会は、社長を委員長、取締役・監査室長・社外有識者等を委員、常勤監査役をオブザーバーとしたメンバーで構成し、定例的に3ヶ月に1回及び必要に応じて臨時に開催しております。グループ全体のコンプライアンス活動の推進及びグループに係る課題等に対する対応策・事前防止策の審議を行っております。2007年4月より社員の意見等を反映させるためコンプライアンス推進委員会を設置し組織体制の整備を図るとともに、「コンプライアンスだより」を発刊し、さらに啓蒙活動の強化を図っております。また、新入社員研修においては、法令のみならず、社会倫理規範に則った行動を身につけるべく、企業倫理・行動規範を中心としたコンプライアンス研修を実施しております。

6)ディスクロージャー委員会

ディスクロージャー委員会は、経営関連情報管理規程に基づいて、社長を委員長、開示担当役員を副委員長、経営企画部長、経理部長、IR・広報室長を委員、常勤監査役、監査室長を監査委員としたメンバーで構成し、適宜開催しております。委員により当社グループの経営情報の開示の適正性及び透明性を図るための審議ならびに監査委員による開示内容等の検証・モニタリングを行っております。なお、決議された経営情報は、取締役会の決議・報告の上で開示しております。

(2)監査に関する機関の機能は次のとおりであります。

1)監査役会

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成し、毎月定例的に1回開催しております。監査役による監査機能を高めるため、監査役の監査方針及び監査計画に基づき、常勤監査役は常務会及び他の重要な会議に出席し、内部統制システムの監査、会社の業務・財産の監査・モニタリングをとおして取締役の職務執行に対する監査を行うなど、機能強化を図っております。また、社外監査役は独立性を確保し、中立の立場から監査役会・取締役会で質問・意見を述べております。

2)内部監査

当社は、内部監査として、業務執行部門から独立した代表取締役直轄の監査室を設置しております。内部統制システムに基づいて、業務活動の有効性及び効率性、諸規程の適正性及び妥当性を評価し、代表取締役への報告・改善提言を行っており、監査室と監査役会の連携・協力体制を一層拡大することに努めております。

3)会計監査

当社は、監査法人と監査契約を結び、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けております。その過程で会計上の課題等について協議し、監査役会・監査室との連携を緊密にし、監査の効率性・有効性を高めております。

(3)指名・報酬決定に関する機関の機能は次のとおりであります。

1)取締役・監査役候補者の指名

取締役候補者の指名については、常務会のメンバーにて選定した上で、取締役会で決議しております。また、監査役候補者の指名については、常務会のメンバーにて選定した上で、監査役全員の同意を得て、取締役会で決議しております。

2)取締役・監査役報酬の決定

取締役の報酬は、固定報酬と業績連動報酬とに区分し、業績連動報酬部分については、連結ROEと連結売上高営業利益率を業績評価指数として、業績を反映させる報酬体系にしており、取締役会で決議しております。また監査役の報酬については、独立性の観点から業績に左右されない固定報酬とし、監査役の協議により、監査役全員の同意に基づいて決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

※現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由を記載してください。

当社は監査役制度を採用しております。監査役は、監査役監査基準・内部統制システムに係る実施基準等に基づいて、取締役の職務執行の監査、財務報告を含む内部統制システム等の監査を通じて業務の妥当性・効率性・遵法性の監査を行い、監査役監査の実効性を確保しております。

す。また、取締役会の意思決定にあたっては、取締役の善管注意義務・忠実義務等の観点から取締役の職務執行状況をモニタリングし、監督をしております。また、社外取締役については、他の会社の代表取締役としての長年の経験及び見識を内部管理体制の強化に活かしていただくことを考えております。

当社は、上記の2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)において記しました業務執行機関等が有効的に機能していることから、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主が当社株主総会に出席しやすいように、集中日を避けた日程を取締役会で決定しております。
その他	当社は、1996年に株式公開以来、毎年、定時株主総会終了後に、当社をより理解をしていただく目的で「経営近況報告会」を開催し、事業内容や業績の概要、戦略等の会社情報の説明を社長が行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のホームページの「株主・投資家情報」サイトにて公開しております。 URL: http://www.alpsgiken.co.jp/ir/13.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定時株主総会后に、個人株主の皆様を対象として「経営近況報告会」を開催し、事業内容や業績の概要、戦略等の説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	(1)第2四半期及び本決算発表後に決算説明会を開催し、社長がアナリスト、機関投資家、マスコミ等に対して業績等につき説明を行っております。 (2)アナリスト、機関投資家、マスコミ等からの取材要請に対して、企業内容の理解を深めてもらうべく積極的に対応しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページの「株主・投資家情報」サイトに、ニュースリリース・決算短信・有価証券報告書・年次報告書等各種開示資料を掲載し、株主・投資家に向けての情報を発信しております。 URL: http://www.alpsgiken.co.jp/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部内にIR・広報室を設置し、投資家向け広報業務及び適時開示等の業務を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主・投資家・取引先・従業員等のステークホルダーに対して、経営の透明性を図ることが、経営の重要課題のひとつと位置づけております。「経営関連情報管理規程」に基づいて、重要な財務情報、経営関連情報等を公正かつ適時・適切に開示する方針を定め、ステークホルダーに対するタイムリーかつ公平なディスクロージャーに努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動、CSR活動等については、次の活動を実施しております。 (1)環境保全活動 技術者を通じ環境負荷の低減等環境に配慮した技術サービスの提供に努めるとともに、2005年12月にISO14001の認証を取得いたしました。その目的は「地球環境の保全は全人類の最も重要な課題のひとつ」であることを認識し、「現在及び将来の世代に影響を及ぼす環境問題」を真剣に受け止め、地球環境の保全と資源の保護に貢献することを目的としております。現在は、省エネルギー、省資源に向けての取組みの一環として、紙・水・電力使用量の削減、グリーン製品購入、環境ボランティアや環境教育の活動を推進しております。 (2)CSR活動 当社は企業市民として、財団・NPO法人を通じ、起業家育成・教育・コミュニティ活動等の社会貢献活動を支援しております。起業家精神を持つ有為な人材を数多く社会に輩出させるために、経験豊かな経営者が、次世代を担う若手起業家を指導・支援することが重要であると認識しております。当社が支援する「公益財団法人起業家支援財団」は、神奈川県や経済産業省等の協力のもと、フォーラム等を開催して、地域経済の活性化に取り組んでおります。また当社が支援する「認定NPO法人ふれあい自然塾」においては、自然の恩恵や人の心を感じる機会を設けることで、人間性豊かに育ってもらうことを願い、子供たちに自然の中でのふれあいの場を提供しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーに対する情報提供に係る方針については、「経営関連情報管理規程」に規定しており、その方針内容は次のとおりであります。 (1)投資判断に重要な影響を与える情報を発信する。 (2)正しい情報を積極的に適時かつ速やかに発信する。 (3)正しい情報を明確でわかりやすく発信する。 (4)広く平等に伝わるように発信する。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

※内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

当社は、コンプライアンスの実効性を確保するために制定した「アルプス技研企業倫理憲章」を規範として、役員及び社員は社会的・倫理的責任を自覚し、法令・定款及び具体的な指針である行動規範大綱を遵守いたします。取締役会は、内部統制の実施状況を監督するとともに、「業務の適正を確保する体制」を整備するために、内部統制委員会を設置し、内部統制システム構築の基本方針について不断の見直しによって改善・充実に努め、効率的で適法な業務執行体制を以下のとおり構築いたします。また、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制システムの信頼性の確保について適切な取組みをいたします。

(1)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、法令及び文書取扱規程等に基づき、各々の担当職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録したうえで、適切に保存し、取締役及び監査役は必要に応じて閲覧できるものとしたします。

(2)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1)当社は、リスク管理規程を定め、リスク管理委員会を設置しております。リスク管理委員会は、グループの業績・財務状況に影響を及ぼすリスクの適切な管理を行い、定期的に取締役会に報告いたします。

2)リスクを主管する部署の責任者は、業績・財務状況に影響を及ぼす恐れのあるリスクが認められた場合は、速やかにリスク管理委員会委員長に報告するとともに、分析・評価・ヘッジ等の対策を行います。

3)当社の経営危機管理規程に定める、グループ経営に重大な影響を及ぼす事態が発生したとき、または発生する恐れが予想される場合には、社長を本部長とした対策本部を設置いたします。

(3)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1)当社は、定期的に取締役会を毎月1回以上及び臨時取締役会を必要に応じて開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行います。

2)取締役会の機能を強化し経営効率化を図るため、常務会を原則として月2回開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を行います。

3)当社の企業理念、経営計画、事業運営状況等の開示を通して透明性・公平性・適時性を図り、ステークホルダーの当社グループに対する理解を促進し、適正な評価に資するためにディスクロージャー委員会を適正に運営いたします。

(4)取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1)コンプライアンスの審議機関として、複数の社外有識者を含めた委員で構成するコンプライアンス委員会を適正に運営いたします。コンプライアンス(企業倫理)規程の実践的運用と徹底を図るため、各部門からコンプライアンスリーダー及びコンプライアンス推進員を選任して啓蒙活動を実施します。

2)グループの取締役は、職務が法令及び定款に適合することを遵守することを誓約するため、就任時に誓約書を当社の社長あて、提出いたします。

3)業務部門から独立した監査室が、定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに代表取締役及び監査役に適宜報告します。

4)法令及び倫理上疑義がある行為等について、社員が直接情報提供を行う手段として、社内窓口及び外部専門機関の「ヘルプネット・社外窓口」を設置しています。なお、通報者の希望により匿名性を保証するとともに通報者に不利益がないことを確保いたします。

5)社会秩序や健全な企業活動を阻害する反社会的勢力及びその団体、個人には毅然たる態度で臨み、一切関係を持ちません。また、反社会的勢力からの不当要求には一切応じないものとします。

6)財務報告の信頼性を確保するために、内部統制委員会の監督のもと全社的な内部統制及び業務プロセスに係る内部統制についての文書化、評価及び改善を実施いたします。

(5)当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1)グループ会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件については事前協議を行います。

2)グループ会社は内部統制を担当する部署を定め、当社と連携して内部統制システムの構築及び実効性を図り、当社はグループ会社の経営の企業活動におけるリスク管理体制を確立いたします。

3)監査役、会計監査人及び監査室は連携し、企業集団の連結経営の有効性、効率性等を確保するための監査体制を構築しております。

(6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役は、必要に応じて監査役の業務補助のため監査役付または監査役スタッフを置くことができるものとします。

なお、設置する場合は当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定について監査役会の事前の同意を得るものとします。

(7)取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

1)取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行います。

2)取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに監査役に報告いたします。

(8)その他監査役は、監査が実効的に行われることを確保するための体制

1)監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について、意見交換を行います。

2)監査役は、取締役会及び重要な会議等に出席いたします。また、稟議書等に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に対する説明を求めるものとします。

3)監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について報告を受けるとともに、定期的な情報交換などの連携を図ります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

※反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

当社の反社会的勢力に対する基本方針は、前記「1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」の(4)「取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」に定めました。

当社は企業市民として、反社会的勢力排除に向けた取り組みを行っております。

(1)2003年8月に「反社会的勢力への毅然とした対応」について、アルプス技研企業倫理憲章に定めております。

(2)コンプライアンスの行動規範事例集において、反社会的勢力との絶縁に関するポイント・事例・関連法規に関するマニュアルを定め、役員・使用人に対する啓蒙活動に取り組んでおります。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明 更新

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は、次のとおりであります。
 当社は、平成22年2月10日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。)の継続を決定し、平成22年3月25日開催の当社第29回定時株主総会において、当社の企業価値の向上、株主共同の利益確保・向上のための取組みとして、当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)(以下「本プラン」といいます。)を継続することについて、株主の皆様のご承認をいただきました。

(1) 基本方針の内容

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、技術者派遣企業として、成長を継続し企業価値ひいては株主共同の利益を安定的に確保し、向上させていくことが必要であると考えております。当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

当社の株主の在り方について、当社は、公開会社として株主の皆様が所有する当社株式は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えております。従って、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様ご意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかし、当社株式の大量取得行為や買付提案の中には、買付の目的や買付後の経営方針等に鑑み企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、買付に対する代替案を提示するために合理的に必要とする期間を与えることなく行われるもの、当社の持続的な企業価値増大のために必要不可欠な従業員、顧客を含む取引先、債権者などの利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらすもの等が想定されます。

このような大量取得行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考え、当社は買収防衛策を導入し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するものであります。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

ア. 企業価値向上のための取組み

当社は、投資家の皆様に長期的に当社に投資を継続していただくために、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させる取組みとして、次の施策を実施しています。これらの取組みは、基本方針の実現に資するものと考えております。

「5カ年計画による企業価値向上への取組み」

当社は、昭和43年創業以来、社会や企業の発展も技術開発も、人と人の心のつながりが基本であるとの意味をこめた、「Heart to Heart」の経営理念に基づいて、製品の開発・設計分野において優れた技術力の提供とソリューションの提案によって高い付加価値を生み出し、製造業のイコノパートナーを目指し日本の製造業の発展を支える技術者派遣企業として成長してまいりました。

(ア)第9次5カ年計画(平成20年7月～平成25年6月)の要旨は、次のとおりであります。

第8次5カ年計画の企業価値(事業価値・社会価値・人間価値)の向上を継承しつつ、顧客との強固かつ広範なパートナーシップの構築により事業規模の拡大を図るとともに、ライフキャリアプランに基づいた技術者の支援及び教育研修を充実させることによって高度技術者の育成に努めてまいります。また、社会・経済環境の変化にフレキシブルかつスピーディーに対応できる組織経営力の強化を進め、これらの実現によって経営品質の向上を図り、グループの総合力を発揮しエンジニアリングアウトソーシング業界におけるリーディングカンパニーとなることを目指してまいります。

・顧客との強固かつ広範なパートナーシップの構築

顧客の多様化するニーズに対応するため、高度な技術と信頼・安心を提供し、顧客との強固かつ広範なパートナーシップを構築してまいります。また、ソリューション提案力の強化を図るとともに、優秀な人材を確保し顧客の開発戦略を支え、顧客の事業拡大・事業再編やグローバル展開を支援するため、技術支援サービスや人材ビジネスを積極的に展開を推進してまいります。

・ライフキャリアプランによる高度技術者の育成

技術者が、自らの技術力を向上させ、自律的キャリアデザインを描けるよう、技術力や経験を踏まえた教育・人事・ローテーションが一体となったライフキャリアサポートを実施してまいります。特に、技術者教育に関しては、自社教育システムと併せ専門教育機関との連携による教育研修体制を充実させ、また、請負・受託・モノづくり部門の技術的蓄積を活用した専門技術者集団の育成を図り、更には、新たなキャリアプランの形成及び新規事業創出に向けた社内ベンチャー制度の構築を図ってまいります。

・組織経営力の確立

持続的な成長発展を目指すために、価値創造の源泉である現場に対する支援及び人材育成を強化するとともに、リーディングカンパニーとしての社会的信頼に応えるため、効率的かつ効果的な内部管理体制(コンプライアンスや内部統制など)の構築を図り、また、グループの事業領域の拡大や国際化の進展に対応した経営管理体制の確立を推進してまいります。

第9次5カ年計画に基づいて、当社グループの企業価値を高めるため、「採用力の強化による優れた人材の確保」、「技術者育成支援システムの導入・実施」、「教育研修の充実による技術力・人間力の向上」について具体的に推進し、顧客の量的・質的ご要望にお応えするとともに、技術者と顧客の最適な組み合わせによる高付加価値サービスの提供を進めております。

(イ)コーポレート・ガバナンスの強化による企業価値・株主共同の利益向上への取組み

当社は、広く社会から期待される企業となるべくコーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要課題の一つとして位置づけております。経営の透明性及び効率性を確保し、ステークホルダーの期待に応え、企業価値を増大させることが、コーポレート・ガバナンスの基本であると認識しております。

当社は、企業価値・株主共同の利益の向上を図るための取組みとして、株主の皆様に対する経営陣の責任を明確にするため、取締役の任期を1年としております。

また、独立性の高い社外監査役を含めた監査役の監査により、取締役会の意思決定・監督機能の強化を図っております。

当社は、以上のような諸施策を執行し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っております。

イ. 基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成22年3月25日開催の定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得て、当社株式の大量取得行為に関する対応策(以下「本プラン」といいます。)として買収防衛策を継続いたしました。

具体的には、当社の発行済株式総数の20%以上となる株式の買付または公開買付を実施しようとする買付者には、必要な情報を事前に当社取締役会に提出していただきます。当社取締役会の決議により設置する独立委員会は、外部専門家等の助言を得て、買付内容の評価・検討、株主の皆様への情報開示と取締役会が提案した代替案の開示・検証、必要に応じて買付者との交渉等を行います。買付者が本プランの手続きを遵守しない場合や、当社の企業価値・株主共同の利益を侵害する買付であると独立委員会が判断した場合は、対抗措置の発動(買付者等による権利行使は認められないとの行使条件を付した新株予約権の無償割当ての実施)を取締役に勧告いたします。また、独立委員会は新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議し、株主の意思を確認することが相当であると判断した場合は、当社取締役会に対して株主総会を招集し、新株予約権無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告することができるものとしたします。

なお、独立委員会が対抗措置の発動について、相当でない判断した場合は、取締役会に対して、不発動の勧告をいたします。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して新株予約権の無償割当ての実施または不実施の決議を行うものとします。なお、独立委員会から、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議する旨の勧告がなされた場合には、当社取締役会は、株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、速やかに株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議し、株主の意思を確認するものとしたします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに当該決議の内容その他の事項について、情報開示を行います。

本プランが発動されることとなった場合、当社は買付者等による権利行使は認められないとの行使条件と当社が当該買付者等以外の者から当社株式1株と引き換えに新株予約権1個を取得する旨の取得条項が付された新株予約権をその時点の全ての株主様に対して無償割当ていたします。

(3) 当社の導入した買収防衛策は、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値または株主共同の利益を損なうものでなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないこと。

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなくかつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

ア. 株主意思の反映

本プランは、平成22年3月25日開催の当社定時株主総会において承認されております。また、本プランの有効期間(3年)満了前であっても、当

社取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。当社取締役の任期は1年とされていることから、取締役の選任議案を通じて、1年ごとに株主の皆様のご意思が反映されます。

イ. 独立性の高い社外監査役及び有識者の判断による判断と情報開示

当社の取締役会を監督する立場にある社外監査役及び有識者を含めて独立委員会を構成することにより、当社の経営陣の恣意的判断を排し、その客観性、合理性を担保すると同時に独立委員会は当社の実情を把握し当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断できると考えております。

ウ. 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ、発動されないように設定されており、これらの客観的要件は本プランにおける当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないとされる場合と内容的に一致させております。これにより、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、投資者への適時、適切な会社情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、投資者への適時適切な情報開示について真摯な姿勢で臨み、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行える社内体制の整備・充実に努めております。当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりであります。

(1) 適時開示の基本方針

1) 当社は、広く社会から期待される企業となるべくコーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要課題の一つと位置づけております。会社情報を公正かつ適時・適切に開示することを基本方針とし、企業の透明性を高めてまいります。

2) 当社グループの業務、運営または業績などの経営関連情報の公正かつ適時・適切な開示方針を定め、金融商品取引法及び関連法令、東京証券取引所の諸規則を遵守し、株主・投資者等すべてのステークホルダーに対し、会社情報の速やかな開示により、当社グループに対する理解を促進し、適正な評価に資することを目的としております。

3) 開示方針は、以下のとおりです。

1. 投資判断に重要な影響を与える情報を発信する。
2. 正しい情報を積極的に適時かつ速やかに発信する。
3. 正しい情報を明確でわかりやすく発信する。
4. 広く平等に伝わるように発信する。

(2) 会社情報の適時開示に係る社内体制等の状況

1) 会社情報の収集・管理

当社及び当社グループ会社に係る会社情報は、経営企画部に集約される体制を構築しております。

2) 適時開示基準の明確化

会社情報の開示に係る「経営関連情報管理規程」を定め、情報開示基準を明確にしております。法令・東京証券取引所の上場規則に基づく適時開示に係る会社情報については、ディスクロージャー委員会で開示情報の内容について審議し、取締役会で決議のうえ開示しております。また、法令・東京証券取引所の上場規則に基づく適時開示以外の会社情報については、ディスクロージャー委員会で協議のうえ積極的に開示しております。

3) ディスクロージャー委員会の審議

ディスクロージャー委員会は、経営関連情報管理規程に基づいて、社長を委員長、開示担当役員を副委員長、経営企画部長、経理部長、IR・広報室長を委員、常勤監査役、監査室長を監査委員としたメンバーで構成し、適宜開催しております。委員により当社グループの経営情報の開示の適正性及び透明性を図るための審議ならびに監査委員による開示内容等の検証・モニタリングを行っております。なお、決議された経営情報は、取締役会の決議・報告の上開示しております。

4) IR・広報室の役割

当社は、会社情報の開示業務等を担うIR・広報室を、会社情報が集約される経営企画部内に設置しております。IR・広報室は、経営企画部から当社ならびにグループ会社の会社情報の提供を受け情報開示資料を作成いたします。当該資料はディスクロージャー委員会ならびに取締役会の審議・決議を経て、東京証券取引所の「適時開示情報伝達システム(TDnet)」への登録、報道機関へのプレスリリース、当社ホームページへの掲載等により、投資者等に対し開示を行っております。

(3) コーポレート・ガバナンス及び内部統制の体制模式図

コーポレート・ガバナンスの充実に向け、内部体制の構築及び整備に関する取組みは次のとおりであり、会社情報の適時開示もこれに含まれます。

